

# tetote 居宅介護支援事業所 運営規程

## (事業の目的)

**第1条** この規程は、tetote 訪問看護ステーション合同会社が設置運営する tetote 居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設への紹介等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

## (運営の方針)

**第2条** 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、関係医療機関、介護保険施設等との連携に努める。

5 前各項のほか、「小浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称 tetote 居宅介護支援事業所

(2)所 在 地 福井県小浜市小浜酒井 73 グランディールマンション 101

### **(従業者の職種、員数、及び職務内容)**

**第4条** 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1人(主任介護支援専門員・常勤兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一括して行う。

(2)介護支援専門員 1人(主任介護支援専門員・常勤兼務) 介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づく業務にあたる。 ※本事業所においては、管理者が介護支援専門員を兼務する。

### **(営業日及び営業時間等)**

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝日を除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

### **(通常の事業の実施地域)**

**第6条** 通常の事業の実施地域は、小浜市の区域とする。

### **(指定居宅介護支援の提供方法、内容)**

**第7条** 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、生活環境および本人並びに家族の意向を踏まえ、適切な課題分析を行うものとする。

2 利用者からの相談は、原則として当事業所内の相談室において行うものとし、利用者の心身の状況等により来所が困難な場合は、利用者の居宅において行うものとする。

3 課題分析は、利用者および家族等からの聞き取り、居宅訪問等により行い、当事業所が定める課題分析標準項目(厚生労働省が示す標準項目に準拠した様式)に基づき実施するものとする。

4 課題分析の結果を踏まえ、サービス担当者会議を開催し、関係者との連携を図るとともに、居宅サービス計画の作成および継続的なモニタリングを行うものとする。

### **(利用料、その他の費用の額)**

**第8条** 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき20円を徴収するものとする。

### **(虐待の防止)**

**第9条** 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、および担当者の設置を行う。

### **(業務継続計画の策定等)**

**第10条** 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

### **(その他運営に関する重要事項)**

**第11条** 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、tetote 訪問看護ステーション合同会社 代表社員 山添 陽子 が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。